

第1 特定無線局(法第27条の2第1号に掲げる無線局に係るものに限る。)

短 辺 (日本産業規格A列4番)

2 無線局の目的の欄については、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、

のように記載する。

3 免許事項証明書の用紙は、日本産業規格A列4番とする。

特 定 無 線 局 免 許 状			
包括免許人の氏名又は 名称			
包 括 免 許 人 の 住 所			
特 定 無 線 局 の 種 別			
特 定 無 線 局 の 目 的		包 括 免 許 の 番 号	
包 括 免 許 の 年 月 日		包括免許の有効期間	
無線設備の設置場所と することができる区域		運 用 開 始 の 期 限	
通 信 の 相 手 方			
包括免許人の事務所			
電波の型式、周波数及び空中線電力			
備考			

法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

年 月 日

(何)総合通信局長(注1) 印

(日本産業規格A列4番)

3 免許事項証明書の用紙は、日本産業規格A列4番とする。